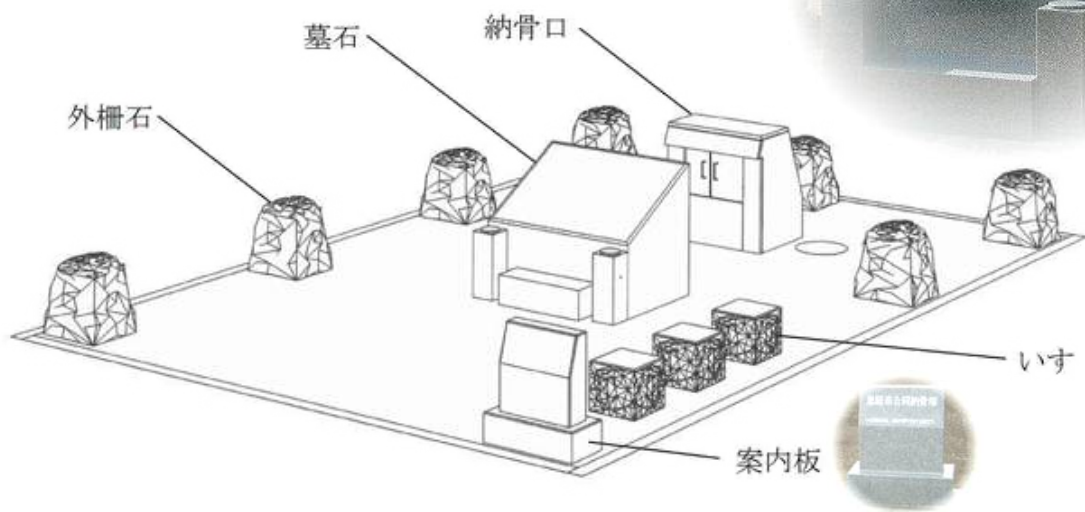


恵庭市合同納骨塚（愛称：庭縁塚^{ていえんづか}）のご案内

庭縁塚は、お墓がない又はお墓があっても引き継ぐ方がいない恵庭市に縁（ゆかり）がある人が利用することができる合同のお墓です。

庭縁塚を使用する場合は、事前に申請を行い、許可を受ける必要があります。申請をせず、そのまま庭縁塚にお骨を持っていても納骨することはできませんので、ご注意ください。

申請方法については、以下をご確認ください。



1. 概要について

- 許可を受けた方が、親族のお骨を納骨します。
- 恵庭市に縁がある人が利用できます。（詳細は、後述をご覧ください。）
- 敷地は幅 5.3m、奥行 7.7m。インターロッキング敷。周囲に外柵石等を配置。
- 墓石は幅 1.4m、高さ 1m。供物台、花立を設置。（参拝後、供物等は持ち帰り下さい。）
- 1,500 人分の遺骨を収容できます。
- 骨壺から焼骨を取り出し、墓石後ろの納骨口から埋蔵します。

※ 埋蔵後のお骨の返還、改葬はできません。親族とよく相談した上で申請して下さい。

2. 使用料

- お骨 1 体につき、15,000円
 - ※ 使用料は永代です（管理料はありません）
 - ※ 納入された使用料は返還できません。
 - ※ 次に該当する人には減免措置があります。詳しくはお問い合わせ下さい。
 - 恵庭墓園の区画を返還し、庭縁塚に改葬する人
 - 生活保護を受給している人
 - 恵庭市内にある旧墓地から移転する人

3. 使用方法

(1)使用することができる人

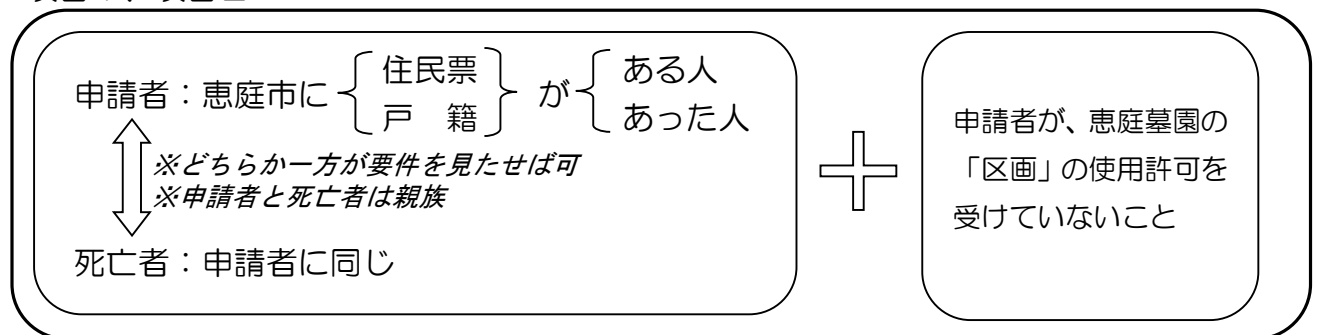
項番	申請者の要件	使用要件	備考
1	次のいずれかに該当する者 (1) 市に住所を有する者 (2) 過去に市に住所を有したことある者 (3) 市に本籍地がある者 (4) 過去に市に本籍地があった者	親族である死亡者の焼骨を埋蔵し、又は改葬するとき。	申請者が、恵庭墓園の合同納骨塚を除く区画（以下「区画」という。）の使用許可を受けていないこと。
2	市以外に居住する者 ※上記 1(2)(3)(4)を除く。	死亡者が次に掲げる事項に該当し、その焼骨を埋蔵し、又は改葬するとき。 (1) 市に住所を有したことがある親族 (2) 市に本籍地があったことがある親族	同 上
3	市内外の居住に係らず恵庭墓園の区画の使用許可を受けている者	恵庭墓園の使用許可を受けているすべての区画を返還し、埋蔵された焼骨を改葬するとき。	—

※恵庭市所在の老人施設、障がい者施設等の入所者であった人の納骨については、別途相談下さい。

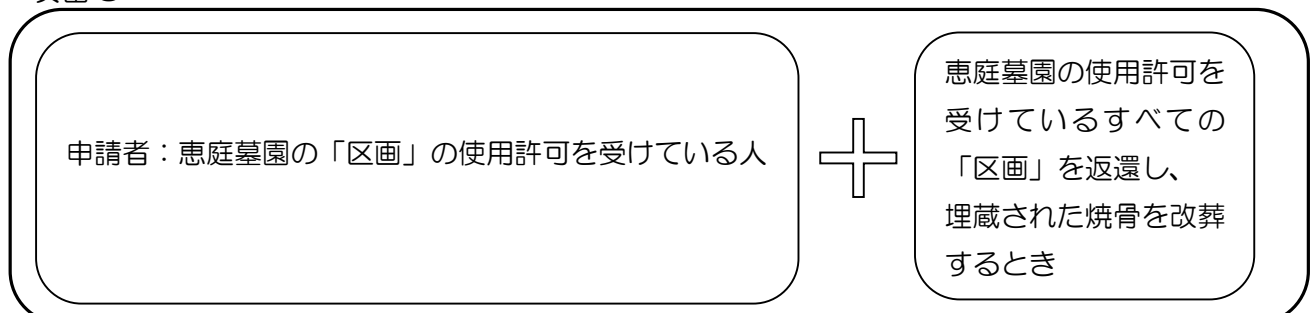
※生前予約使用については、別途、ご相談下さい。

上の表を図にすると次のとおり

項番 1、項番 2



項番 3



※恵庭墓園の「区画」に埋蔵することができる焼骨は親族のみとなっています。

(2)申請に必要な書類

①申請書	恵庭墓園合同納骨塚使用申請書（環境課に備え付けています）
②印鑑	認印可
③申請者の住民票	本籍の記載があるもの
④お骨の証明書	ア 火葬証明書（初めて納骨する場合：火葬時に交付済） または イ 改葬許可書（市外の墓地等から改葬する場合：他市町村の役所が交付） または ウ 収蔵証明書（市内納骨堂の場合：納骨堂の管理者が交付） ***** エ 納骨届出の上、恵庭墓園の「区画」に埋蔵した焼骨を庭縁塚に改葬する場合は、納骨時に提出済のため証明書は不要です。 ※ 「区画」への納骨時に証明書を提出済であることを、市へ確認下さい。
⑤その他	③、④で使用要件に該当するかどうか分からないときは、使用要件に該当することを証明する書類。（戸籍謄本、除籍抄本、戸籍の附票など） ※詳しくは、環境課までお問い合わせ下さい。

※ 使用料は、お骨 1 体あたり、15,000 円です。

※ 使用料支払いの準備をしておくと、速やかに使用料の支払い、領収書の提示ができるので、迅速に許可証を発行することができます。

※ 市庁舎内の指定金融機関（北洋銀行）派出所窓口の開庁時間は、9：00～17：00（H28 年 4 月からは、9：00～16：30）です。

※ お骨の証明書について、分からないことがある場合は、別途、ご相談下さい。

(3)申請から納骨までの流れ

① 申請	申請書を記載し、必要な書類を添付して提出します。
▼	
② 使用料の納付	使用料の納付書を交付します。金融機関で納付下さい。 納付後、領収書を提示し、納骨日時を市職員と打ち合わせします。 ※ 当面の間、納付書は郵送とします。
▼	
③ 許可証の交付	許可証を交付します。許可証には、打ち合わせした納骨日時が記載されます。 ※ 許可証は、複写式で 2 部お渡しします。
▼	
④ 納骨	恵庭墓園 E4 区画の庭縁塚で市（指定管理者）立会のもと納骨します。※納骨時は、許可証を 2 部ともお持ち下さい。 ※ 許可証は、納骨時に 1 部は市で回収し、1 部を控としてお返しします。

4. 申請の受付

申請は、平成27年10月21日から恵庭市環境課で受付を開始します。

※ 説明会（10/8 開催）に参加された方については、日時を指定の上、事前申請の受付をします。

※ 生前予約使用は、平成27年12月1日からの受付を予定しています。

※ 庭縁塚の工事期間は10月14日までの予定となっており、その後、検定、供用開始の流れとなります。

5. 留意事項について

① 納骨関係

(1) 納入された使用料は返還できません。また、お骨を骨壺から取り出して合同力ロートに納骨する方式のため、お骨の返還、改葬はできません。親族とよく相談した上で申請してください。

(2) 冬期は積雪があることから、埋葬をすることができる期間は5月から11月までです。日時は市が指定します。

(3) 納骨は、市（指定管理者）の立会のもと親族が行います。市が焼骨をお預かりすることや、納骨することはありません。

(4) 納骨時には、必ず許可証を提出してください。提出しない場合は、納骨できません。

(5) 納骨は、すみやかに行ってください。

※ 納骨時の宗教的儀式はご遠慮下さい。（僧侶等による読経等）

(6) 納骨できるのは焼骨のみです。（副葬品はご遠慮下さい）

(7) 納骨後の空いた骨箱や骨壺について処分を希望する人は、墓園内の指定箇所へお持ち下さい。（後述、「庭縁塚の場所」における恵浄殿の横「★」のところ）

② 参拝関係

- (1) 納骨後の参拝は自由にできますが、供物、供花等は必ずお持ち帰り下さい。
- (2) 参拝時は他の人の参拝を妨げないようにして下さい。
- (3) 冬期は積雪があることから、参拝をすることができる期間は5月から11月までです。但し、ご自身で現地に到着、参拝できる場合は、この限りではありません。
- (4) 市では、宗教的儀式を行いません。
- (5) 墓誌はなく、名前を刻むことはできませんが、お参りを希望される方から、故人が庭縁塚に納骨されているか問い合わせがあった場合には、お答えします。
※ なお、納骨した人の情報については、回答しません

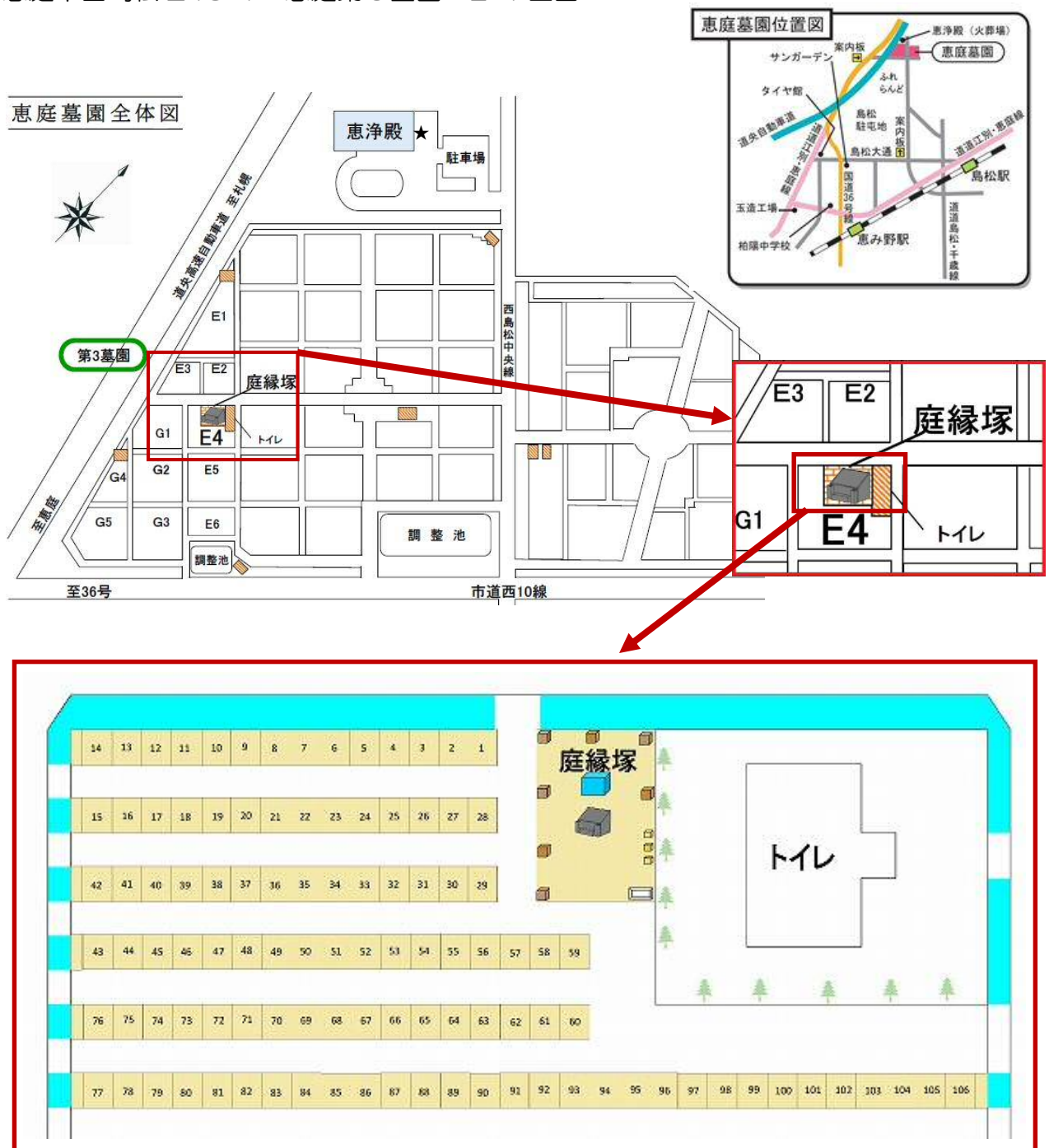
③ その他

- (1) 庭園塚の使用許可を受けた後、焼骨の埋蔵までに記載事項に変更があった場合、別途、申請し、再交付を受けて下さい。
- (2) 庭園塚の使用許可を受けた後に、使用を中止する場合は、使用中止届出書を提出して下さい。(使用料の還付はありません)



6. 庭縁塚の場所

恵庭市西島松 248-1 恵庭第3墓園 E-4 区画



E 4

7. お問合せ先

(申請関係)

恵庭市 生活環境部 環境政策室 環境課 (2階 21番窓口)

〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話番号 0123-33-3131 内線 1143

(納骨立会関係)

恵庭市火葬場 恵浄殿 (恵庭墓園指定管理者)

〒061-1356 恵庭市西島松 248-1

電話番号 0123-36-5541